

**令和7年4月1日より  
入院時の食事にかかる  
患者負担額が変わります**

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

所得区分		令和7年3月末迄	令和7年4月から
70歳未満の方	70歳以上の方		
限度額 区分ア	現役並みⅢ	1食490円 → 1食510円	1食510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食230円 → 1食240円	1食240円
	※90日長期入院	1食180円 → 1食190円	1食190円
	低所得Ⅰ	1食110円 → 1食110円	1食110円

※全医療機関共通の金額変更となります。

※オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担負担額減額認定証」等の提示が必要となります。